

見 積 依 賴

令和7年12月2日

業者各位

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
(担当者: 総務部財務課調達第2係)

八幡台圃場において使用する電気について

標記の件について、下記要領のとおり随意契約を行いますのでお知らせします。
当センターで下記期日までに受理した見積書を精査し、令和7年12月23日（火）
までに契約先を決定し通知します。

記

1. 品名 八幡台圃場において使用する電気
2. 業務内容 別添の仕様書のとおり
3. 提出書類
 - ①見積書
 - ②別記「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」において定める提出書類（適合証明書（様式1）及びその根拠を示す書類）
 - ③電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者としての届出を確認できる書類（許可書もしくは認可書等（最新のもの））
4. 提出期限 令和7年12月17日（水）
※ 郵送可（期日までに必着）。FAX、メール送信は不可。

5. 提出先・問い合わせ先

〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

総務部財務課調達第2係

T E L : 029-838-6327

メール : jircas-nyusatsu@ml.affrc.go.jp

別記

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和5年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

見積競争参加に当たっては、上記1. の条件に適合していることを証明するため、適合証明書（様式1）及びその根拠を示す書類を提出すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 上記1. の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か報告する。

表「各用語の定義」

① 令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

排出係数については、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 5 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和 5 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

② 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を
令和 5 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況（%）} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和 5 年度供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{\textcircled{6}} \times 100$$

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥令和4年度の供給電力量（需要端（kWh））

1. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限る。

④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーにおける再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式 1

適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計得点	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別記により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。